

第9回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年4月16日（火）9:00～10:33

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、
長谷川幸洋（座長代理）、林いづみ

（専門委員）齋藤一志、藤田毅、本間正義、三森かおり

（事務局）田和規制改革推進室長、小見山規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）日本肥料アンモニア協会：成田理事事務局長

朝日工業株式会社（日本肥料アンモニア協会会員メーカー）：浅野農業資材本部開発部部長

九鬼肥料工業株式会社（全国複合肥料工業会会員メーカー）：中山専務取締役

大東肥料株式会社（全国複合肥料工業会会員メーカー）：伊藤代表取締役社長

福栄肥料株式会社（全国複合肥料工業会会員メーカー）：和田取締役東京支店長

株式会社ノベルズ：延與代表取締役社長

株式会社ノベルズ：千田常務取締役

株式会社ノベルズ：吉田取締役

株式会社ノベルズ：高田技術顧問

4. 議題：

（開会）

1. 肥料取締法に関する課題について

（事業者からのヒアリング）

2. 畜舎建設に関する課題について

（事業者からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 時間になりましたので、第9回「農林ワーキング・グループ」を開催したいと思います。

本日は、大田議長、金丸議長代理が出席です。

藤田専門委員、三森専門委員は、遅れて出席される予定であります。

飯田座長ですが、所用のため20分ばかり遅れて出席予定でございます。

新山委員、渡邊専門委員は、所用により欠席であります。

それでは、ここからは、長谷川座長代理に司会進行をお願いしたいと思います。

座長代理、よろしく願いいたします。

○長谷川座長代理 長谷川です。

それでは、本日の議題に入ります。

議題1は「肥料取締法に関する課題について」です。

前回の農林ワーキング・グループにおいて、金丸議長代理より、昭和25年に制定された肥料取締法について、もっと民間の創意工夫が生きるような形で改正することも必要ではないかといった御発言がございました。本日は、肥料メーカーの団体から、現行法制度に係る実態や課題について、ヒアリングを行います。

本日、日本肥料アンモニア協会から、事務局長の成田様及び朝日工業株式会社から浅野様、また、全国複合肥料工業会から、九鬼肥料工業株式会社の中山様、大東肥料株式会社の伊藤様、福栄肥料株式会社の和田様にお越しいただきました。

それでは、まず日本肥料アンモニア協会から、御説明を10分程度でお願いいたします。

○成田理事事務局長 おはようございます。日本肥料アンモニア協会の成田でございます。

この度は、こういうような発言の機会を頂戴しまして、ありがとうございます。

最初に、日本肥料アンモニア協会の設立を御紹介させていただきたいと思っております。

1 ページ目のところに、平成15年7月1日ということで設立しました。

日本アンモニア協会と日本化成肥料協会から設立しまして、ごらんのとおり、日本アンモニア協会は、硫安工業協会を歴史にしてございます。硫安配給組合設立が昭和7年でございます。その後、平成2年には、日本硫安工業協会がアンモニア系製品協会と合併しまして、日本アンモニア協会が設立したという歴史でございます。

一方、日本化成肥料協会でございますけれども、ここに書いてあるのは、明治43年、過燐酸同業者会設立が歴史でございますが、この2年前に人造肥料連合会が設立されております。これは商社も全て入った業界団体ということで、2年経過した明治43年に、メーカーだけの協会が必要でしょうということで、過燐酸同業者会が設立されたということでございまして、その後、昭和41年に日本化成肥料協会、硫安工業協会、アンモニア協会は窒素の業界で、化成肥料協会はリン酸の業界と捉えていただければよろしいかと思っております。

合併したことで、アンモニア、硫安、尿素、硝安といった化学製品から、最終製品の肥料まで扱う幅広い業務を担う業界となっております。

会員企業は5 ページにございますけれども、ごらんのとおり、20社でございます。おおむねアンモニア関係が10社、肥料関係が10社ということでございますけれども、肥料関係は2社合併、3社合併、5社合併ということで、合併が繰り返されてきて、現在のような

状況になったということでございます。

肥料の歴史も入れさせていただきました。現在、紙幣で話題になっておりますけれども、津田梅子さんのお父様に当たられる、津田仙さんという方がいらっしゃいますが、この方は、日本の農学者で忘れてはならない方だと思っておりますけれども、明治9年に骨粉過リン酸石灰の調製をしたということで知られております。その後、ここに書いてありますけれども、多木条次郎さん、今の日産化学の前身の東京人造肥料株式会社ということで、ここに渋沢栄一さんが出てくるということでございます。

あと、東京都の江東区の釜屋堀公園というところに尊農之碑がありまして、窒素・リン酸・カリが植物に大事なものだとして出ておりますので、機会があれば、お越しいただければと思います。

取締法の歴史ということで、ここに書いてあります。明治20年代、先ほど御紹介したとおり、20年ごろから化学肥料が出るわけですがけれども、20年代に入って、悪徳商法が横行したということで、埼玉県と大阪府から何とかしてくれと、こういうものが出たということで、その後、諸々ありましたけれども、明治41年に全面改正して、肥料取締法ができました。その後、アメリカの肥料法を参考にしながら、昭和25年に全面改正ということで、現在に至っているということでございます。

肥料の定義は、ごらんのとおりでございます。

いろいろと時代とともに変化しておりますけれども、定義のところ、植物の栄養に供することを目的として、植物に施される。これは葉面散布剤、こういうものが出てきたということで、新たに加わったということでございます。

設立のときから、特殊肥料と普通肥料がございますけれども、こういうふうに農家が自ら使用するもの、あとは、公定規格がある普通肥料、こういうふうに分かれているということでもあります。

公定規格については、ごらんのとおりでございます。

公定規格の設定については、13ページに記載してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

特にその中の化学肥料について、例を出させていただきました。14ページです。硫酸アンモニア、いわゆる硫安と言われているものがこれでございます。化合物の純度と有害含有物の規格により、品質と安全が担保されているということで、こういうことございまして、私ども化学肥料メーカーとしては、こういう規格は、農家及び使う側、製造する側でも、こういうものがあつたほうがいだろうという意見が多くございました。

その後、めくってもらおうと、植害試験をしなければいけないということで、公定規格については、大臣に意見具申を仰ぎながら、規格を定めているということでございます。

次に、具体的に肥料取締法についての要望でございます。公定規格に対する業界の考え方としては、適正な流通をする上で必要ではないか。一方、近年、農家のニーズや肥料生産のグローバル化も踏まえ、実態に合った見直しを進めてほしいということでございます。

公定規格についても、先ほど申し上げましたけれども、製造側と使用者側の指針となっているもので、あったほうがいいという意見でございますが、化学技術の進歩、あるいは施肥技術の進歩に伴って、どんどん変えていくべきものでありましようということでございます。例えばということで、登録期間3年のものを6年にさせていただきたいということもありますけれども、登録期間の延長をお願いしたいということと、含有成分の最小量という定めがございますが、この見直しもぜひお願いしたいと要望してございます。

次に、保証成分でございますけれども、ここに書いてありますが、どんどん時間が経過しているということで、ここに書いてあるとおり、保証成分は、守られていることが判断されるかどうかということなのですけれども、これは昭和45年のときに、手分析でこういうものを0.1%としておりますが、0.1%が切れたら問題であるという業界の関心はございますけれども、こういうものをぜひ直してほしいということでございます。

原料の選択でございますけれども、安全が確保された原料であれば、含有物によらず、含有量を先ほど最小量と申し上げましたけれども、使用できるようにしていただければ、非常に助かるのではないかとございまして。

保証成分でございます。後ほど時間があつたときに、今日、肥料の袋を持参いたしましたけれども、書かれている内容は、農家が必要とするもの以上に多くございまして。重量順に書かなければいけないということがあつて、重量が変わったら、包材を変えなければいけないということがございまして、例えばということでございましてけれども、ここにQRコードとか、そういうものを入れて、的確な情報を農家に与えるという方法もあるのではないかとございまして。

時間が来ましたので、次は、浅野部長から、お願いしたいと思ひます。

○浅野農業資材本部開発部部長 私からは、国内資源の肥料化での課題ということで、御報告させていただきます。

日本は、海外の原料に非常に依存しているわけですが、そういった意味でも、国内資源の再利用は重要ということで、22ページ目のところですが、そこにまとめさせていただいております。国内資源を利用する場合、今の肥料取締法という制度がございまして、その制度が非常に細かく規定されているので、新しく原料開発をするとき、規格外となつてしまいます。その際には、新規の規格を設定する場合に、法律の改正になりますので、多大な実証試験とか、手続が必要になってしまうので、ビジネスチャンスを損失してしまう可能性があるということでございます。

23ページをごらんください。具体的な事例ですけれども、例えば現行の規格では、様々な副産植物質肥料、動物質肥料ということで、食品工業とか、そういった由来の副産物を肥料化する規格がございまして。この表をごらんになられたとおりでございますけれども、様々な業種の制限が記載されております。それも規格によって、種類が違つたり、さらに最低保証値がそれぞれに違つているということで、例えば新しい原料を造るときに、これに合わなければ、また新しい規格改正が必要になってしまうということなんです。ですから、こういっ

た様々な細かい分類規格が、新規原料を使う場合の制約になってしまいますので、こういったものを大枠でまとめていただくという形で、スムーズに資源のリサイクル促進を進めていただきたいと思いますと思っている次第です。

24ページですけれども、その中でいろいろな食品系とか、産業から出てくる資源があるのですけれども、私どもが非常に注目しているのは、燃焼灰ということで、例えば畜産廃棄物とか、食品残渣系等で、今、エネルギー関係、それから、廃棄物の減量化ということで処理するという工程が非常に多いのですけれども、そうする際、肥料成分が濃縮されますので、貴重な国内の肥料原料になるのですが、現在は、一部が規格化されているのですけれども、まだ規格化されていないので、これも新規に法律改正が必要になってしまうという事例がございますので、この辺もスムーズな肥料原料化に促進するような法改正という形を、ぜひお願いしたいと思っております。

25ページなのですけれども、さらに国内資源で利用可能な資源としては、今、国内でこういった様々な産業廃棄物が発生しております。その中でも多いのは汚泥関係、それから、動物のふん尿ということで、家畜関係の廃棄物が非常に出ております。その中でも家畜ふん尿の中では、左下にありますとおり、牛関係が6割ぐらいを占めているということで、牛の廃棄物は非常に重要な資源と捉えております。

26ページですけれども、そういったことで、畜産廃棄物は、非常に貴重な国内資源でありまして、ただ、法律上は、特殊肥料ということで、今まで普通肥料の原料には使えませんでした。それにつきましては、2012年9月に新たな混合堆肥複合肥料ということで、規格を設定していただいたのですけれども、現在、これにも様々な規格がございます。

その中でも、先ほど言いましたとおり、牛ふん堆肥は、非常に利用価値が高いのですけれども、この中でちょっと分かりづらいかもかもしれませんが、右の表の中にCN比がございます。これは炭素と窒素の比率なのですけれども、これが15以下と設定されております。実際、牛ふん堆肥ですと、20以上あるのが一般的ですので、この規格によって、せっかくの牛ふん堆肥がはじかれてしまうということで、規格自体も、畜産廃棄物を利用促進する上で、様々な制約がございますので、この辺についても、規制緩和をぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

現在、こういった規格の見直しについては、農水省でも肥料取締法の意見交換会の中で見直しを進めていただいておりますけれども、さらにこちらでも確実に進めていただいて、利用促進につなげていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○長谷川座長代理 ありがとうございます。

次に、全国複合肥料工業会から、御説明をお願いいたします。10分程度でよろしく願いいたします。

○中山専務取締役 九鬼肥料工業の中山と申します。

本日、全国複合肥料工業会の参加メーカーということで、参加させていただきました。

私どもの創業は、1805年でございます。文化2年、肥料メーカーの中では一番古いということで、今回、こういう発言の場を設けさせていただいたと思っております。

肥料取締法についての要望ということで、資料を御用意させていただきましたが、本題に入る前に、現在の肥料取締法でございますが、非常に厳格に設定されておりまして、私どももそれを遵守しているということで、食の安全が非常に担保されているということでございますので、大きく壊そうとか、そういうことではなくて、時代、状況の変化によって、変えていただきたいところがあるということで、今回、要望としてまとめさせていただきました。要望のみをピックアップして記載させていただきましたので、肥料取締法は、本当にこんなに要らないのかという御理解をいただいても困るものですから、冒頭に御挨拶させていただいた次第でございます。

それでは、資料1-2に沿いまして、説明をさせていただきますが、まず第一番目で、法律の名称ということでございます。肥料取締法という名前で、現在、我々は遵守しておりますが、取締法という名前を改称いただけないかというのが、第一点でございます。取締法を調べてみたのですけれども、大麻であるとか、覚醒剤であるとか、犯罪ですとか、市民の生活を脅かすようなことを取り締まるというのが主でございます。それについて、肥料が取締法という名前で縛られているのは、違和感があるというところでございます。過去にも取締法から一般の法律に変わったものがあるということで、肥料もそれに加えていただければということでございます。

もともと肥料というのは、人口増であるとか、食料生産を支え、食料不足を解消するために貢献してきた資材だと自負をしておりますが、取締法という名前があるがゆえに、一般の方も含めて、毒性があるようなもの、化学肥料なども有機肥料と比べて、いろいろと議論されることがございますが、そういったものに取りられることがあるというところで、この辺を変えていただければと思います。例えばですが、肥料の安全性の確保及び品質に関する法律であるとか、肥料の安全をきっちりと確保しているものだという名前に変えていただきたい。

ちなみに、飼料にも同じように法律があるのですが、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律というところで、昭和28年に制定されたもので、飼料も肥料と同じく、農業や食料に貢献しているものであるとすれば、同様の形でいいのではないだろうかと思っております。

いずれにしても、我々肥料メーカーの創意工夫が発揮できて、表示や登録にかかるコストがございますので、これが最小限となるように、ちょっと過激な書き方をしておりますが、過剰な規制を全面的に見直し、法律名称を変更すべきではないのかということでございます。

先ほど厳格なルールによってということを申し上げましたが、このベースとなるものが公定規格でございます。公定規格が非常に細かくしっかりと制定されておりますので、その枠の範囲内で我々は肥料を生産して、供給をさせていただいているということがござい

ます。これにつきましても、2つ大きく分かれるのですが、主産物として製造する肥料と副産物として発生する肥料がございます。

主産物は、原料のリン鉱石であるとか、そういったものにアンモニアを添加したりして、工業製品として造られる肥料でございます。これについては、成分の規定であるとか、含有物をしっかりと規定しないと、安全性が脅かされることとなります。例えば肥料の成分を下げるということは、その中に不純物、肥料以外の物の割合が大きくなっていくことでございますので、そういった規定をしっかりと設ける必要のあるものは、設けたままで行かなければいけないということが前提だと思えます。

一方で、副産物は、例えば先ほどの御説明にもありましたように、食品の副産物であるとか、いろんなものについては、自然に発生してくるものでございますので、比較的安全性は確保されているものという位置づけができます。そういったものが公定規格で厳しくきっちりと管理されているがゆえに、その成分を下回ったものですとか、規定に当てはまらないものは、我々取締法でいう肥料に当てはまらないということで、使用が認められておりません。

これについては、非常にもったいないといえますか、有効に使える資源でありながら、使えないような環境が起きているということで、これについては、公定規格を基本から見直していただいて、逆に使えるものは、どんどん使わせていただけるような形にしていただければ、非常にありがたいと思っております。

心配しておりますのは、肥料は有限な資源でございますが、海外原料も含めて、最近、非常に不足しております。日本と違って、海外は人口増でございますので、肥料の需要はどんどん増しております。こういった理由で、我々も日ごろ原料を買うに当たって、非常に買いにくくなっておるとか、日本の肥料費を下げようということに逆行して、資材費が相当上がってきていることも起こっております。そういったものを有効に買えるようにしておかないと、肥料が生産できなくなるのではないかとということも懸念しております。

以上のことから、公定規格を見直していただければ、非常にありがたいと思っております。

いろいろと細かいことを書いておりますが、項目もたくさんありますので、先に進ませさせていただきます。次に、保証成分です。これは先ほどからもお話がありましたが、許容成分ということで、農林水産省のホームページに公示がされております。この成分も諸外国と比べて、厳しい部分がございますので、その辺を緩和していただければ、我々としては非常にありがたいと思えます。これによって、例えば生産をして成分を割ってしまった場合に、造り変えをしたりとか、そういった若干の無駄が発生する場合がございます。これは分析機械のばらつき等々で、実際の成分が切れていないことが前提であれば、そういうこともやる必要がありませんので、見直しをしていただきたいということでございます。

次に、保証票の部分です。3枚ほど保証票を付けておきましたが、基本的には、農家さんが保証票を見られて、どんな肥料であるのかがはっきりして、安全性が確保できればい

いということですが、いろいろと細かい決まりがございますが、それにのっつて我々は造らせていただいておりますが、表示の中で統合表示ですとか、いろんな決まりがございます。そういったもので分かりやすいということであれば、統合ではなくて、商品名そのものを書いたほうがいいのではないかと、BSEがらみで牛の脊柱が入らないということで、これは安全をきっちり確保しなければいけないものがございますが、きっちり確保しようとして表示をするがゆえに、非常に複雑になってしまうということです。

10ページにありますように、指定配合肥料の例でございますが、原料の種類から下の部分については、主にBSEがらみの表記でございます。これは農林水産大臣の確認を受けた工程において、製造された肥料が何であるとか、いろんな文言をルールどおりに書いていきますと、こんなものになります。右側の例に挙げたように、内容を整理して書いてみました。これは私が勝手に例として挙げさせていただいたのですが、内容が伝わって、3行で済むのではないかと。非常に簡素で、かつ内容は伝わっているはずですので、こういったように簡素化をしていただければ、保証票を作成する労力といえますか、非常に気を遣って造っておりますので、その部分を緩和していただければいいのではないかと思います。

製品の登録・届出に関してですが、こちら先ほどの公定規格に準ずるのですが、肥料の登録は、3年及び6年の期間でもって制定されております。これも保証値であるとか、内容が同一であれば、再登録が不要ではないのかという意見もございます。もしくは、登録ではなくても、安全が確保された原材料に関しては通常の肥料として使える。我々が造っております化成肥料にも使えるということがございます。

一方で、指定配合肥料には、化成肥料等の他の肥料で認めていただいている原材料が使えないという側面がございます。これについては、農家さんからのニーズが多々ございますので、通常、安全が担保されているということで、使わせていただければありがたいということがございます。

最後になりますが、各種の手續です。今、申請については、代表者の変更ですとか、事業所の変更に関して、2週間の期限をいただいておりますが、これを延長いただきたいということでもあります。飼料の安全法に関しましては、確か私の記憶するところ、1カ月の期間でしていただいていると思いますので、余り長いといけないと思いますが、同様にいいのではないかと思います。

この届出でございますが、法人番号等で連動可能な情報についても、届出に関しましては、個別銘柄別で手續をしておりますので、これについては、一括でよろしいのではないかと思います。

もう一つ、保管場所、これも肥料取締法で確実にどこへ保管しているのかということ、個別銘柄ごとに届出をしているということがございます。昨今、物流の変化によって、置場ですとか、効率化を図るために、いろいろな形で変化をしております。この置場が1つ追加されたときに、どういうことが起きるかということ、一銘柄ずつ、置場の申請をするということになります。これについても、例えば置き場所が足りないというときに、今日、

どこかの届出をしていない倉庫に置くということもあろうかと思しますので、この辺をもっと柔軟に御対応いただければありがたいと思います。

場合によっても、保管場所は、過去に取締法で取り締まられたという経緯から、保管場所をしっかりと、安全なものがちゃんとどこにあるかを把握しろということで制定されたと思いますが、現在の肥料については、先ほどから申し上げている公定規格によって、安全性を確保されておりますので、置場の管理までをする必要がないのではないかとというのが、個人的な見解でございます。

あと、帳簿等ですとか、取締法にのっとって決められたことがございますが、こういったことも通常の営業行為の中での範疇でさせていただければいいのではないかと考えております。

あと、こういう時代でございますので、手続の電子化であるとか、そういったものも進めていただければありがたいと思っております。

かいつまんで、時間もございましたので、分かりにくかったと思いますが、私からは以上でございます。

○長谷川座長代理 ありがとうございます。

それでは、ここからは、飯田座長に司会をお願いいたします。

○飯田座長 大変申し訳ございません。少々トラブルがありまして、遅刻いたしました。

ただいまいただきました説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

林委員、どうぞ。

○林委員 歴史を含めて、大変勉強になりました。ありがとうございます。

直近で御説明いただいた、九鬼肥料様に質問させていただきたいのですが、おっしゃられた御要望は、どれも本当にもっともなことばかりだと思います。例えば法人番号での登録とか、保管場所の届出は必要ではないのではないかと、手続の電子化など、こういった点については、農水省との間での話し合いは進んでいるのでしょうか。農水関係の法人の皆様も、法人番号を使った手続きに移行するという事は、現在、進んでいるところだと思いますが。

○中山専務取締役 この件に関しましては、現状では、肥料取締法上の法律として、うたわれておりますので、個別でもう少し簡素化できませんかというような、立入検査をしていただいたときに、会話ということはあるかもしれませんが、公的にお願い事ですとか、そういった形は、今のところ、行われていないというのが現状だと思います。

○林委員 ありがとうございます。

麻薬でもないのに、いまだに保管場所の届出が必要だというのは、時代に合っていないことは明らかだと思います。これは改めていかなければいけないところだと思います。

○飯田座長 そのほか、いかがでしょうか。藤田専門委員、どうぞ。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

生産者の立場から、今日、聞かせていただきまして、改正してもらっても、そんなに問題はないと、私も、今、お聞きして思いました。

その中で、幾つか質問があるのですけれども、こういったことの改正をされた場合、どのくらいコストが削減されるのかということが1つですし、例えば海外との差があります。ここら辺がちゃんとできることで、海外との競争的にはどうなのか。例えば韓国との値段差が今あるのですけれども、それは改正されるのか。

もう一つ、韓国の肥料は、品質的な問題をよく言われますけれども、そこら辺は、日本の今の製造を改正した場合において、品質的にその差は出るのかどうか、お聞かせください。

○中山専務取締役 まずコストの件でございますが、肥料取締法の改正によるコストの変化というものは、どれほどかということですが、これは大きなものではございません。肥料取締法上で生産の仕方が変えられるとか、そういった物理的なものではございません。直接費ではなくて、肥料取り締まりに関して言えば、間接費でございます、肥料取締法の中で、経費としてかかっている部分がどのくらいかというのは、なかなか難しいのですが、僅かなものだと考えております。僅かであっても、そういった労力であるとか、そういうことは発生しておりますので、改善ができるものはやっつけようということでございます。

もう一つは、競争力の部分でございますが、今日の議題とは外れるかもしれないのですが、農業競争力強化支援法によって、肥料代が非常に下がったというのは、実績としてございます。我々も、当然ながら、業界の中に属しておりますので、肥料代を下げなければいけないということは、使命だと考えておりました、既に取り組んでいるところでございますが、取締法の改正とコストを安易に結びつけてしまいますと、安全性の担保ができなくなるという側面がございますので、逆にこの辺は通常の生産行為の中でコストを下げ、品質管理に類するところについては、しっかりコストをかけて生産をしていきませんと、食の安全を脅かすような事態にもなりかねませんので、ここはしっかりと分けて考えたいというのが、私の考えでございます。

あと、品質についてですが、海外から入ってくるものは、肥料に限らずですが、安全性が担保されていないということがございます。今、日本の肥料というのが、どういう位置づけにあるかといいますと、例えば中国向けにジャパンプレミアムというような状況がございまして、日本の肥料は安全であるということで、ニーズがございまして、価格面は、高くても、安全性を担保できているということで、ニーズがございまして、肥料の原料は何で造っているかという、中国からも、輸入原料が多々入ってきております。これを日本の安全管理でもってしっかりと製造しているために日本の価値として生きていて、輸出ができていくということでございます。

今の答えには外れているかもしれませんが、コスト面と取締法の要望を結びつけさせていただくのは、私どもとしては、違和感があると考えております。

○飯田座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。齋藤専門委員、どうぞ。

○齋藤専門委員 説明ありがとうございます。

農業者の立場として、今、報告がありましたような、未利用資源が使われていないとか、私も肥料を販売しているものですから、いろんなメーカーさんからそういう話はしょっちゅう聞いております。結局、FAMICに登録するとき、安定したものが大量にあればいいのだけれども、少ない量でわざわざ登録するものということで、断念したという話をよく聞いておりますので、未利用資源を有効活用することが、コストの削減にもつながるはずですし、当然、今、話があったように、四川の地震のときなどは、中国からリン鉱石が来なくて、リン酸高で肥料が暴騰した時期もありましたので、国産の鶏糞灰などは、有効なリン酸肥料だと思いますので、そういうものもどんどん有効活用して、低コスト、国産の原料を使ったものが安く入れば、我々農家としても非常に助かります。

今、お話を聞いて、肥料取締法自体が随分古くなって、例えば成分が余りにも日本は厳格で、パーセント以上を保証するものとなっているのですけれども、海外は3要素を足してどうのこうのという、まだまだ緩やかな法律になっているものですから、私たちも、例えばオール15、15%、15%、15%、それ以上なくてもいいわけです。本当にラフに使っているものですから、それがプラスマイナス1%でも、我々農家としては、一向に差し支えないし、今、販売しているものは、14であっても、17ぐらいある肥料も実際に出回っています。特にうちなどは、特別栽培農産物をやっていますので、全部窒素オーバーになっているはずなのです。そういうことを考えると、何か変だと思えますし、この法律の改正は農家としても大賛成ですので、皆さんからもう少し意見を聞きながら、訴えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○飯田座長 いかがでしょうか。御感想等があれば、お願いします。大丈夫ですか。

○中山専務取締役 農家さん、生産者の方の賛同が得られないような法改正というのは、よろしくないと思えますので、今、力強いお言葉をいただいて、ありがとうございます。

○飯田座長 本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 御説明ありがとうございました。

細かい点になりますけれども、資料1-2の6ページ、保証成分の最後の*のところ、保証成分値の算定に当たり、公定規格上の成分保証値を使用することが求められているとあります。それに対して、実分析値で十分だというお話なのですが、これは農水省に聞くべきなのですが、なぜこれが認められていないのか。つまり実分析値を採用することが認められていない理由というのは、どこにあるとお考えなのでしょうか。

○中山専務取締役 理由は、メーカーとしてはよく分かりません。

○本間専門委員 農水省に聞いてみます。

○中山専務取締役 我々が肥料を製造するとき、各原料の公定規格から来るところの保証値を採用して、算出をしておるのですが、その計算の基礎となるのが、各原料を購入す

るときに仕入先からいただく保証票というものがございます。保証票の数値でもってやるということで、これが通例となっております。保証票をうのみにしているわけではなくて、何が行われているかという、自社の成分分析機でもって、まず原料の分析をかけて、保証値がキープされているかということを出しております。その数値が保証票の数値を割っていないということを前提にして生産を行っておるのですが、我々が、今、要望したものと同じように、余剰成分というものが入っているわけなのです。保証値でやると、余剰成分は使えない部分の成分ということで、非常にもったいないということが起きておりました。我々が製品として販売する肥料の成分は、きちりと担保しているわけですので、余剰成分を実成分の中に織り込めるようなことをしていただければ、非常にありがたいということでございます。

理由については、私どもは分かりません。

○本間専門委員 もう一点、関連して。副産物の利用に関して、積極的に認めていただきたいということで、その中で、安全性が確保されていることが確認されていればということですが、農水省は認めていない。つまり副産物は、肥料としての利用は認めていないので、彼らが安全性確保について言及することはないと思うので、この辺りの安全性の確保をどういう形で行うのかということについて、聞かせてください。

○中山専務取締役 ルールとして、安全性がないということではなくて、先ほども御説明しましたように、公定規格がどういったものかというのは、非常に細かく銘柄ごとに規定されております。それに当てはまらないものについては、類似品で、ほぼ同様のもので、成分が違うというものが結構ございます。これを実際に公定規格に入れていただいて、使用をしようと思いますと、それについての実証試験が必要となります。

実証試験につきましては、ホームページにも公開されておりますので、またごらんになっていただければと思うのですが、ゼロからのスタートでございまして、場合によっては、1年間程度の実証、植害がないとか、他の原料と混ぜたときに反応が起こって、ガスが出ないとか、多岐にわたっての実証試験が求められております。この間は、仮登録等という制度もございまして、全く使えないわけではないのですが、正式に認めていただくまでに非常に時間を有する。これについても、仮登録を出された業者さんは御存じですが、他の業者さんには分からないということで、その間、全く使えないという状況が続きます。なので、農家さんのニーズに答える、及び有効に資源を活用しようと思う部分、時間的な部分についても、改定が必要だと考えております。

○飯田座長 ありがとうございます。

大田議長、どうぞ。

○大田議長 ありがとうございます。

いずれも大変ごもっともな御意見だと、お聞きいたしました。

幾つか御質問があるのですが、1つは、成田事務局長に御説明いただいたところになります。資料1-1の19ページです。最終製品で保証分量を満たしていれば問題ないと認

めていただきたいという御要望について、最終製品で保証成分量を満たしていて、なぜ認められないのかがよく分からないのですが、例えば1つの原料が最低成分量に満たないが、別の原料は最低成分量を上回っていて、合わせて最終製品で保証成分量を満たしていてもだめという意味なのでしょうか。

○成田理事事務局長 そうではないと思います。最終製品というのは、トータルです。できたものが、例えば窒素・リン酸・カリのリンだとすると、リンの保証が認められていれば、満たしていればという意味でございます。

○大田議長 それが、今、認められないわけですね。最終製品で保証成分量を満たしていれば、問題ないと認めていただきたいということですね。

○成田理事事務局長 公定規格上、こういうものでなくてははいけませんという規格があるのです。公定規格にないものは使ってはいけません。先ほどの許容差を認めてほしいというのは、幅を少し下げてもらおうとか、上げるのではなくて、下げれば、相当利用価値が広がると思います。

○大田議長 分かりました。

○中山専務取締役 文面の捉え方だと思うのですが、今、原料でもって細かく規定をされておりまして、その上で、最終製品というのは、我々肥料メーカーが、農家さんが使える状態のものを供給させていただくということを指していると思うのですが、ダブルで管理をされており、きっちりとメーカーとしてフォローしているので、オーケーというのは、ちょっと行き過ぎだとは思いますが、原料でもきっちり確保する、こちらでも確保するというので、この辺をもう少し簡素化できたほうがいいのではないかとということによろしいですか。

○成田理事事務局長 はい。

○大田議長 分かりました。

それから、中山専務取締役が御説明くださった5ページで、普通肥料と特殊肥料とか、普通肥料と土壌改良材とか、混合は認められないと。しかし、現に農家は、購入も可能なわけで、何ら問題ないわけですね。

○中山専務取締役 はい。

○大田議長 なぜ問題ないのに、混合が認められないのか。どういう観点から混合が禁止されているのでしょうか。

○中山専務取締役 特殊肥料というものが、どういうものかということを、若干説明しなければいけないのですが、肥料の中には、特殊肥料と普通肥料がございます。我々が生産しているのは、普通肥料です。特殊肥料というのは、食品残渣であるとか、そういったことで、成分ですとか、形状が一定していないものなのです。なので、公定規格で当てはめることができないものが多いございまして、でき上がったものごとに、割と流動性があるものございまして、きっちりと規格が取れないものを、普通肥料として認めるべきではないだろうということだと思っておりますが、そういったことで、過去から、取締法上におい

ては、その両方を混合してしまうと、我々が造っている最終製品の品質が担保できないということで、こういうことになっていると思います。

一方で、農家さんのニーズが結構ございまして、特殊肥料も有効な資材でございまして、それを混ぜようということがございます。物理的にはもちろん可能だと考えておりまして、取締法上でいくと、混ぜることがルールでもってできない。ゆえに、農家さんのニーズに応えるべきだということろで、製品の販売ではなくて、我々が配合することを許可しましょうということです。

その辺もルールは必要だと思うのですが、成分を担保するのか、農家さんの納得の上、販売をするのかは別ですが、物理的に大きな問題、毒性が出るとか、品質が大きく劣化するということがなければ問題ないと思われまます。

ここにも若干の要望点があるのですが、例えば別の農家さんに同じ内容を依頼されても、それは一つ一つのものとして、別々に造らなければいけないという決まりがございまして、これは非常にコスト高の要因でございまして。そういったものは、我々業者が提案をする形で、これとこれを混ぜましょうという形でいけば、非常に有効だということです。

○大田議長 分かりました。つまりルールで認められていないものを、ルールで認められるようにしようということですね。

○中山専務取締役 そうです。

○大田議長 もう一点あるのですが、いいですか。中山専務取締役の資料の6ページ、先ほど本間先生からも質問があった保証成分の2つ目の*で、許容値が公表されたのは、平成28年とありますが、それまではFAMICの運用でなされていたのでしょうか。それから、FAMICは非常に重要なポジションを占めている機関ですが、地域によって運用が異なるという声も聞きます。現在、感じておられる問題点などあれば、お聞かせください。

○中山専務取締役 ルールの運用ですとか、我々に対する御指導というのは、大きく問題があるとは考えておりません。細かいところで、御指摘を受ける部分が変わったりという、軽微なものはございますが、取締法上のルールが大きく違うということはないと考えております。

○飯田座長 ありがとうございます。

○小見山参事官 1点だけ、済みません。議長の初めの質問に関してなのですが、公定規格上に10%の原料があつて、11%の肥料を原料として調達する。片や9%の原料がその場にあるのだけれども、9%の肥料というのは、公定規格10%の場合は、原料として11%の肥料と混ぜ合わせて、10%の肥料にするということは、認められるのですか。それとも認められないのですか。

○中山専務取締役 片や公定規格にないものですね。

○小見山参事官 種類としては、公定規格上ある。公定規格上、10%の下限值、最低保証値が定まっています。11%の原料と9%の原料を1対1で混ぜると、10%の混合肥料ができると思うのですが、そういうことは許されるのですか。

○中山専務取締役 公定規格上の1つのものを造るということではなくて、製品の生産行為ということになります。

○小見山参事官 公定規格上の最低保証値以下の肥料です。

○中山専務取締役 以下のものは、2つの混合ということで、複合肥料に当たりまして、複合肥料という公定規格が存在しますので、その中では、公定規格上で許可されたものを使って造るということですので、許可されないということになります。

○小見山参事官 質問は、公定規格上、10%の最低保証値があつて、11%と9%の原料を混ぜて10%にする。最終製品としては、10%を満たす。9%という原料は、公定規格以下なのですけれども、原料として使うことはできるのですか。

○中山専務取締役 できないです。

○小見山参事官 できないのですか。

○中山専務取締役 はい。

○小見山参事官 原料としては、使えないということですか。

○中山専務取締役 問題ない成分が9%入っていても、公定規格で10%以上という規定がありましたら、9%のものは使用できないです。

○浅野農業資材本部開発部部長 今の事例ですが、先ほどの23ページ目で、例えば副産植物質肥料は、窒素で3.5%以上とございます。今のお話は、副産植物質肥料で3.5%以上を保証しなければいけないのに、例えば2%しかありませんでした。こういうものは、いわゆる規格を満たしていないので、原料では使えないということになってしまうのです。そういうところもあるので、許容値については、できるだけまとめていただいて、低目に設定していただければ、使えるようになるので、ありがたいという、その辺のところになるわけです。

○飯田座長 林委員、どうぞ。

○林委員 関連のところ、ただいまのお話で、最終製品で、公定規格上の最低成分量を保証できるにもかかわらず、その原料に、最低成分量に満たさない、例えば9%のものを使うことができないということなのですね。

○中山専務取締役 はい。

○林委員 それは本当に不合理な話だと思います。発展の質問なのですが、最低成分量に満たない場合、普通肥料ではないということで、扱われてしまうということなのですが、別の肥料の原料としても使用できないとすると、そういった肥料というのは、その後、どういうふうに処分するのでしょうか。廃棄するのでしょうか。

○中山専務取締役 廃棄ですとか、違う方法があれば、使われています。それが何であるかというのは、把握しておりませんが、肥料ではないという位置づけになりますので、それについては、使用できないということです。

○林委員 そうすると、誤差の関係などもあると思うのですけれども、もし設計したものよりも、一部足りないということになって、廃棄せざるを得ないとすると、実際の業務上

はどのようにそういったところに対処されているのでしょうか。

○中山専務取締役 今のお話というのは、どちらかというと、我々が購入する原料のことではないかと考えておりました、我々は、そもそも公定規格に満たないものを購入することはありません。原料を生産しているメーカーさんがございますので、こちらのメーカーについては、再生産する。要は造ってみたものの、公定規格に満たなかったので、もう一度、造り変えるという作業でもって、公定規格に合致する製品に仕上げた上で、我々に原料として供給するということです。ここに参加しています者は、農家さんに供給する最終製品といったものを生産しておりますので、今の公定規格の部分については、原料に関わるような部分であると思います。

○浅野農業資材本部開発部部長 今のところで、よろしいですか。私どもは、原料として肥料を生産しているわけなのですけれども、今、言ったように、食品工業で3.5%を満たしていれば、肥料化が原料としてできるのですが、例えば食品工場でこれが2%しかない場合は、原料として受け入れられないわけです。食品工場さんはどうするかというと、肥料に再利用できないので、結局、産廃処理になってしまうという、非常に無駄な状況になってしまうので、そういうものを肥料としてうまく再利用するためには、この辺の最低保証値というのは、非常に重要になりますので、これについて緩和をしていただきたい。

規格を作る理由というのは、これ以上ないと、肥料的な効果が不十分ではないかという考え方で、最低保証値があるのですけれども、ごらんのように、例えば副産植物と副産動物では、3.5%と6%で違いがあるのです。今までそういった実績で、ここまでは肥料の効果があるので認めてきたという経緯で、徐々に下げたりしている状況なので、そうであれば、ある程度大枠で一本化して、ここまでは絶対に大丈夫だろうというものを決めれば、全体的にうまく再利用が進むだろうという、そういうことを提案させていただいております。

○林委員 ありがとうございます。よく分かりました。

本当に産業廃棄物にするなんて無駄なことをせずに、もっと規格を合理化するべきだと思います。齋藤専門委員が生産者の立場から先ほどおっしゃったように、トータルに必要な値を満足すればいいという海外のやり方も参考にすべきではないかと思います。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、金丸議長代理。

○金丸議長代理 総括をさせていただきたいと思います。

今日は肥料メーカー様のお話を伺いまして、この分野は課題が多いことを再認識させていただきました。ありがとうございました。

政府は、農業者の皆様を1円でも上げようという方針で、これまで改革に取り組んでまいりました。その中で農薬とか肥料、あるいは農業機械も、国際競争性から見たら高い、高いという話がありまして、民間の肥料メーカーさんの工夫によってコストダウンをしていただくのはもちろんですけれども、政府といいますか、農水省で決めている規制

にも改善の余地があるという御提案をいただきました。また、当ワーキング・グループの生産者の委員の齋藤専門委員と藤田専門委員も、皆様の御提案には御賛同ということでございましたので、我々としては、肥料取締法ですか、この名前も含めて、まずは中身をどう変えれば民間の創意工夫が生きて、農業者のためにも資するかということこれから検討していきたいと思えます。

この法律が昭和25年から実質的に見直しが行われていないということが明らかだと感じました。肥料メーカーに対して、国際競争に勝ち抜いて、コストダウンを行って、海外市場にも打って出てくれと言っているときに、国内の規制の妥当性に疑問を感じました。国際的にこの分野の規制も、どの程度の規制があるのか精査が必要ではないかということも感じました。硬直的な肥料取締法を抜本的に見直し、肥料メーカーが農業者のニーズを受け、製品開発や原料調達に創意工夫を発揮し、安全、品質とコスト削減を両立できるように、好循環が生まれる構造と基準に作り替えるべきだと強く感じました。

特に公定規格につきましては、使うことが許される成分を細かく小出しに規定するのではなく、最低限の分量や使ってはいけない原料を明らかにするような考え方で、180度これまでの考え方を転換する必要があるのではないかと思います。

次回、座長と相談をさせていただきながら、農水省、そして、肥料に関して農業者のために1円でもコストを下げるために貢献していただいていると聞いております全農の皆様からもお話を聞きたいと思えます。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

本日の議論を踏まえまして、公定規格、最低保証量、保証票等のあり方について見直しを進め、また改めて農林水産省に聴取する機会を設定したいと考えております。

では、本議題については以上といたします。皆様、ありがとうございました。

(日本肥料アンモニア協会・全国複合肥料工業会退室)

(株式会社ノベルズ入室)

○飯田座長 続きまして、議題2は「畜舎建設に関する課題について」です。

畜舎については、過去、数次にわたり、建築基準法に基づく規制の見直しが行われてまいりました。引き続き建設コストが課題となっている現状を、北海道にて畜産業を営んでおられる株式会社ノベルズ様より、畜舎の建設に係る課題についてヒアリングを行いたいと思えます。

本日は、株式会社ノベルズ様より、代表取締役の延與様、常務取締役の千田様、取締役の吉田様、技術顧問の高田様にお越しいただきました。

では、御説明をお願いします。

○延與代表取締役社長 おはようございます。ノベルズグループ代表の延與でございます。

本日は、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、私どものお手元の資料は出ますでしょうか。

まず、簡単に弊社の概要から御説明させていただきます。

私どもは北海道、特に十勝という地区で事業を行っております。今、総飼養頭数は2万6000頭で、国内最大規模の牧場でございます。私どもは9社となっておりますけれども、この資料を見ていただきますと、ノベルズという会社を事業持ち株会社にしておりまして、その下に8社をぶら下げているような会社になってございます。

私どもが進めておりますのは、耕畜連携というところで、今、百数十戸の農家さんと、いろいろな畜産と畑作の連携を図っているところでございます。また、道外も含めていろいろな地域から牧場展開のお声がかかっております。今後の事業展開について、非常に多大な費用がかかるところでございますが、私どもは優先株による上場を将来目指しておりますが、現時点では、農業生産法人は上場できないという形になってございます。これが今の私どもの概要でございます。

それでは、千田のほうから畜舎について御説明します。

○千田常務取締役 千田でございます。本日は、よろしくお願いたします。

畜舎建設に対する建築基準法への要望案ということで順番にお話しさせていただきます。

まず、背景（実情と課題）でございますが、過去幾度か当規制において変更、更新がなされてきましたが、実態の牧場運営においては、次の点において、いまだその恩恵をなかなか受けにくいという現状がございます。1点目、建築基準法にのっとりた際の施設建設費におけるコスト増及びそれら確認申請準備などにかかる費用、時間及び労力的なコスト増、それが結果的に新規参入の障壁になっているという実情。2つ目、従業員の施設内滞在時間及び人数における実情との差異ということで、施設の中にはそんなに長時間人が入らないという実情もございましてを申し上げたいということでございます。3点目、住人及び交通量などが少ないエリアでの運用が常である牧場運営ということで、人の往来が少ないエリアでの牧場運営という実情がございますが、なかなか現状、この恩恵にあずかりにくいということでございます。

2番目、建築コストにおいて、新たな牧場経営における弊社試算例としては、その投資総額にかかる建物設備への投資比率は、約6割ほどにも及ぶという実情がございます。弊社概算例ということで、ここに数字を挙げておりますが、1年目は35億円、2年目は38億円という数字がございます。建物費におきましては1年目が24億円、2年目が20億円ということでございまして、設備投資の総額に対する建物費ということで言うと、60%の比率もあるということでございます。

3点目でございますが、中央畜産会のほうから御提案されている「スマート牛舎」でございますが、それをもってしても、基礎の部分にかかることに関しては言及がないというところもありまして、メリットはあまりないというところがございます。

この資料には書いてございませんが、例えば車庫などは農業機械の燃料である軽油などを使用しているので、車庫についても消防法上の厳しい規制があるという実情もござい

す。それにかかる投資というところも、なかなか我々にとっては厳しいというところがございます。

そういった背景を考えまして、今回、僭越ながら、要望案といたしまして2点挙げさせていただきます。1点目は、畜舎は建築基準法対象外としていただければというところがございます。例えば工作物というカテゴリーがございますが、畜舎も工作物扱いとしていただければという御要望でございます。2点目は、1点目の建築基準法対象外ということがかなわなければ、少なくとも堆肥基準と同等にいただければという要望でございます。

続きまして3番目の海外の制度についてということで、弊社は少ないリソースながら、一応現地でのヒアリング、インターネット等々で独自調査によって情報を集めてまいりました。例えばアメリカにおいては、地域によっては、農業施設は建築基準を守る必要があるようだが、例えばウィスコンシン州の場合、多くの地域では、農業施設は建築基準を守る必要はないとのことだそうです。ただし、市役所などから建築許可を得る必要はございます。

次に、ヨーロッパでございますが、次のページです。スコットランドを除いては、英国では農業施設はBuilding Warrant、これは建築基準に準ずる建物を建設する許可でございますが、これを取得する必要がないというケースがあるということでございます。なかなか弊社の中で海外の情報を全て網羅することは難しいので、関係省庁の方から海外の情報を御教授いただけるとありがたいと思う次第でございます。

続きまして、4番目。そういった背景を含めまして、建築基準法で求められる構造について、こういうことが考えられるということ、幾つか挙げさせていただきます。

1つ目、畜舎内での従業員の実稼働時間については、農業就労者数減、あるいは社会的問題ですけれども高齢化対策というところがございますし、離農等もございますという視座において、昨今業界内外で取り上げられることの多いアグリテック、アグリカルチャー、プラス、テクノロジーを初め、人工知能、IoTなどの先端技術の導入などで、さらに畜舎に滞在する従業員の時間も減るのではないかとこのところもございます。2つ目、寒冷地では積雪荷重が考慮されておりますが、屋根勾配においては、その形状や素材によって、さらに積雪を回避できるということで、参考までに、下のほうに幾つか数字を載せさせていただきます。積雪荷重の問題も、我々は現在においては、屋根の角度等々でケアしておるということでございまして、参考までに幾つか弊社の牧場施設の写真を載せさせていただきます。

駆け足でございますが、最後でございます。5番目、生乳の生産コストに占める畜舎の建築費の割合について、最後の3ページ目でございます。弊社の試算を例に取りますと、生乳1キログラムに対しての建設コストの比率は、こちら結構な比率でございまして、約16%ほどにも及ぶという結果になってございます。これも弊社の概算例でございますが、1年間当たりの建設コストという意味では、建物においては89億円。これを25年の耐用年

数で割って、3億5600万円。2つ目、構築物5億4000万円。これを24年の耐用年数で割って約2200万円ということで、合計すると3億7800万円という数字でございます。

売却乳量におきましては、年間2万7000トンという数字を出しております、これを生乳1キロ当たりの建設コストというような計算でございますと、約14.01円でございます。

そして、想定生乳単価ということで、84.70円という数字を挙げさせていただきまして、想定乳量単価に占める建設費ということでございますれば、約16.5%という数字が出ております。この数字も、我々からしてみれば少くない数字の比率かなと思っております。

以上、駆け足でございますが、資料の御説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○飯田座長 ありがとうございました。

建築基準法に準拠した構造での畜舎建築が様々な面でコスト的な圧迫、圧力になっているとの御見解だったと思います。ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたらと。

ちょっと私から先に、ちょうど背景のところで御説明いただいた中で、いわゆるスマート畜舎の問題で、スマート畜舎ではコスト削減効果がそこまで大きくはないだろうという御説明だったかと思いますが、農林水産省はこれ以外に畜舎の建設コストを低減するための支援は十分に行っていると感じられるでしょうか。

○延與代表取締役社長 畜舎の、省庁からの補助金については、なかなか私どもには当たらないものでございまして、私どもは、そのような恩恵はほとんどないということでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほか、では、藤田専門委員。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

まず、2の今回の要望案について、ちょっと私、工作物となっておりますけれども、これでは例えば堆肥舎みたいなものも含めて、構築物というものと同じ意味合いでしょうか。

○延與代表取締役社長 同じ意味合いでございます。

○藤田専門委員 意味合いですね。そうすると、この場合に、少なくともということは、堆肥舎基準は構築物扱いですから、それと同じぐらいの内容となった場合にでも、堆肥舎に関しても幾つかの障壁があるかなと。例えば今、消防法等は全くありませんか。

○延與代表取締役社長 堆肥舎についてですか。消防法はありましたか。

○藤田専門委員 建築確認は取らなくていいわけですか。

○延與代表取締役社長 堆肥舎についても緩和されていますが、建築確認が必要です。

○藤田専門委員 必要ですね。そうすると、消防法も少し絡むかと思っておりますけれども、そういう基準はやはりまだありますね。例えば堆肥舎にも消火器が必要だとか、そういうものが幾つかあるわけですが、それに対しても問題といいますか、障壁だなどは私も思っておりますけれども、そこに牛舎も一緒に入るかどうか。入れてもらいたいということなので

すけれども、海外の基準の中で、ケースが多いという言い方が、ちょっと私は難色なのです。というのは、ケースで、そうではない場合があるということをお願いしたい。あるのかどうかということが1つですね。

○延興代表取締役社長 私は、例えばアメリカ等々、ヨーロッパも含めて、建物を見れば大体私は分かる。何百棟も建ててきていますので分かるのですが、そのようなものがほとんどのケースで見られないということですね。

○藤田専門委員 見られないということで、ということは、海外ではもう大丈夫というか、見た限りはということなのですね。

○延興代表取締役社長 柱だとかを見れば、どのような建物かは分かるつもりですので、そのような基準があるとは見られないということです。

○藤田専門委員 なるほど。分かりました。これは個人的な見解ですね。

○延興代表取締役社長 でも、見るからにかなり。

○藤田専門委員 ただ、日本と建築確認の要素が違う可能性もあるので、そこがちょっと分からない部分だと思うのですけれども。

○延興代表取締役社長 届出であるということは、ウィスコンシンでは。

○藤田専門委員 届出は要るのですね。

○延興代表取締役社長 届出だけです。建てますという届出です。

○藤田専門委員 そこがちょっとあって、海外との差が、確かに建物は非常に貧弱というか、柱も合板でもオーケーみたいなところがいっぱいあるみたいなのですけれども、ただ、基準法がないかどうかについてはまた別問題だと思って私も見ていたのです。

なので、そこがちょっとかなと思いますけれども、あとはおよそ緩和できればという部分が多いと思いますし、特に大きな面積においては、スマート農法ではなかなかクリアしないのかなというのと、想定単価は結構乳価が安目に想定されているなということが1つ。84円というのは今どきそうですか。これは最近作ったデータですね。

○延興代表取締役社長 84円というのは建値でございます、そこから例えば乳成分がプラスされたりとか、それは農家ごとにプラスされるものが違うので、基本的には84.7円というのが建値になってございます。

○藤田専門委員 なるほど。これは実際の数字と少し違いますね。

○延興代表取締役社長 あとは多少努力して、5円、7円ぐらい上がっているというような、それは農家さんごとに違います。

○藤田専門委員 分かりました。

○飯田座長 金丸議長代理をお願いします。

○金丸議長代理 では、私のほうから、大したことではないので、関連でちょっと、今の御提言の5番の生乳の生産コストに占める畜舎の建設費の割合が、16.5%という数字が出ていますが、これは建物と構築物の合計を耐用年数で割っていらっしゃるのですけれども、株式会社であるわけですね。

○延與代表取締役社長 私どもはそうです。

○金丸議長代理 そうです。ノベルズさんは株式会社で、これの償却はどうしているのですか。25年で償却しているのですか。

○延與代表取締役社長 はい。建物は25年になってございます。

○金丸議長代理 そうなのですか。構築物も。

○延與代表取締役社長 はい。

○金丸議長代理 では、それを分母というか、割っているんで、1年間の経費で、その生乳で割ったということですね。了解です。分かりました。

○飯田座長 齋藤専門委員、どうぞ。

○齋藤専門委員 説明をありがとうございます。

実は、私も小さい豚屋をやっているんで、建物は皆さんよりずっと小さい、建築基準法で建築確認の要らない500平米未満とか、200平米未満、198平米というのが大好きで、これは鉄骨でいっぱい建てています。木造で498平米、これがぼっちゃりで、なぜこんなことをやっているかという、構造計算が必要になると、途端に単価が高くなってしまいます。

多分、10年ぐらいで今、畜舎の建設費が2倍ぐらいに上がっています。骨材、碎石、生コン、どんどん上がっているし、木材、屋根の鉄板とかもどんどん上がっている中で、この畜産という仕事を続けるためには、やはり建築コストを下げなければならなくて、畜産をやっている人はいろいろな工夫をしながら、いかに安く建物を建てるかで知恵を出すのですけれども、なかなか障壁が、構造計算というものになると、上物を大きくすると、独立基礎が超でかくなって、途端に下の基礎の金額が2倍になるということで、もうどうしたらいいか分からないというのが状況です。

それから、屋根の雪は畜産をやっていると、当然体温で雪が溶けてしまって、ほとんど雪がたまらない。風が吹けば飛ぶということで、そんなに人間がいるような、そんなことは必要ないと私も常日ごろから思っていますし、できれば畜産という業種で、これから大型経営がどんどんふえていきますので、この辺も緩和していただいて、コストの安い建物によって利益をしっかりと取れるような業態にできればと考えております。緩和のほうで大賛成でございます。

以上です。

○延與代表取締役社長 ありがとうございます。

○飯田座長 では、大田議長。

○大田議長 今日はありがとうございました。

今、齋藤さんから現場の声がありましたが、今日いただいた畜舎に関する規制緩和は、畜産業界全体の御要望と受け止めていいのかどうか。もし業界団体から本件に関して何か要望のようなものが出ていれば教えてください。もう一点、建築基準法は国交省の管轄ではありますが、今日のような御要望に対して農水省はどのような受け止めになされているのかを教えてください。

○延興代表取締役社長

農水省の件ですけれども、スマート牛舎を推奨していただいているのですが、実際に一番建物で重要なのは、屋根に雪を乗っけないということが大事でございまして、それで私どもは、しっかりと屋根の勾配を取って雪を落としていきます。屋根に雪が1メートル乗っかって地震が来ると、耐震強度が非常に高まるのです。ですから、牛舎の構造上、雪を落とすということが重要でございまして、そうすることによって、基礎を緩和できるというような方法でやっていますので、農水様からいただいたのは、スマート牛舎では全く解決しないということでございます。

○飯田座長 では、林委員、いかがですか。

○林委員 ありがとうございます。

今、「スマート畜舎」というものをウェブサイトで見ただけですけれども、先ほど来のお話にあるような建築基準法の型式認定でもって、既に構造計算済みであって、構造計算のコストがかからないから、コストを最適化できるということが「売り」のようなのですが、では、実際には、どうして安くなっていないのですか。

○延興代表取締役社長 確認申請を取るのには短期間でできるということございまして、構造上はそんなに緩和されていないということですね。

○林委員 でも、少なくとも構造計算の分は安くなっているはずですね。

○延興代表取締役社長 構造計算の提出の金額というのは微々たるものです。やはり生コンとか。

○林委員 確認申請の期間を短くすると。

○延興代表取締役社長 そうです。期間を短くするというだけで、部材を短くするわけではなくて、同じようなものを作っていくから大量に生産して同じような牛舎を作っていくということで安くできるのではないかというお話であって、材料が減るわけでは決してないということです。

○林委員 そうすると、先ほどおっしゃったように、屋根に雪が乗るという課題を解決するためには、むしろスマート畜舎の規格よりも、御社でなさっているような屋根勾配で解決するというほうがよほどスマートのように思うのですけれども。

○延興代表取締役社長 私どもはスマートに事業展開をさせてございますので、そのとおりでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

○金丸議長代理 まとめでいいですか。今日は御説明を本当にありがとうございました。

これまで当ワーキング・グループは生産者の離農、経産牛頭数の減少に歯止めが効かず、生産量も20年にわたり減少傾向にある日本の酪農業を、海外市場も見据えた成長軌道を描くことができるように、生産者補給金の改革などの取組を行ってまいりました。

今日は畜舎の建築コストが生乳コストに占める割合が16.5%という衝撃的な説明を承りました。このようなコスト構造では、海外市場を見据えるといっても、絵そらごとにすぎ

ないことも理解できました。コスト削減のためにスマート畜舎という取組も行われているようですが、根本的な解決になっていないということも承りました。

海外では、建築基準で畜舎の規制が行われていないとお話もありましたけれども、やはりこの問題につきましても、畜舎の安全の話がそもそも一般の住宅や建築物と同じ規制の話であるべきなのかということが実は本質的なポイントではないかということも感じました。

国交省には、農業の成長産業化に向けて、今まで林業や植物工場について、建築規制の分野について、柔軟に知恵を出してきていただきましたけれども、この畜舎の規制緩和に関しては、そもそも建築基準法で考えるべきなのかをぜひ議論してみたいと思います。

また、言うまでもなく、畜産業の発展を担う農水省には、本テーマにつきましても、主体的に責任を果たしてもらいたいと思います。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、本議題については以上といたします。

本日の議論を踏まえますと、畜舎に関する規制については、現在の所管の国土交通省のみならず、農林水産省も併せて議論ということが続けていきたいと考えております。

本日は以上です。ありがとうございます。

最後に事務局から。

○小見山参事官 また次の会議については、追って御連絡申し上げます。

○飯田座長 では、本日は終了いたします。ありがとうございます。